

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和2年9月21日 09時33分ごろ
発生場所	熊本県上天草市野釜島南西方沖 <small>あまくさのかま</small> <small>はとのかま</small> 鳩之釜港3号防波堤南灯台から真方位261° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯32°34.6′ 東経130°22.2′）
事故の概要	プレジャーボート <small>テイエール</small> TERは、南東進中、また、プレジャーボート <small>ツインズ</small> TWINSは、漂流中、両船が衝突した。 TWINS は、船長及び同乗者1人が負傷し、右舷中央部外板の破口等を生じて沈没し、また、TERは、右舷船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和2年9月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート TER、5トン未満 293-34658熊本、株式会社ツツミ 9.06m (Lr) × 2.50m × 0.84m、FRP ディーゼル機関、198.60kW、平成12年4月 B プレジャーボート TWINS、5トン未満 293-20804熊本、個人所有 6.21m (Lr) × 1.98m × 0.78m、FRP ガソリン機関（船外機）、51.50kW、昭和63年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年5月14日 免許証交付日 平成31年1月22日 （令和6年5月16日まで有効） B 船長B 48歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年7月7日 免許証交付日 令和2年8月31日 （令和7年8月30日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 軽傷 2 人（船長及び同乗者）
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 右舷中央部外板に亀裂を伴う破口、操舵区画圧壊、沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約 1 m、潮汐 上げ潮の末期、潮流 北東流（流速不詳）、水温 約 25℃
事故の経過	<p>A 船は、船長 A が 1 人で乗り組み、釣りの目的で、令和 2 年 9 月 21 日 06 時 30 分ごろ野釜島西方沖の釣り場に向けて上天草市のマリナを出発した。</p> <p>船長 A は、07 時少し前に釣り場に到着し、機関を中立運転として漂泊しながら釣りを行っていたところ、風が吹いて波が高くなってきたので帰航することとし、道具の片付けを始めた。</p> <p>船長 A は、09 時 30 分ごろ釣り場を発進し、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛けて手動操舵で操船に当たり、左舷方に数隻の釣り船を認めたものの、船首方に他船を見掛けなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、満越ノ瀬戸に向けて針路を定め、徐々に増速して約 15 ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で A 船を南東進させた。</p> <p>船長 A は、船首浮上による死角が生じた状況下、目視のみにより見張りをを行い、同じ針路及び速力で航行中、09 時 33 分ごろ衝撃を受けたのでスロットルレバーを下げ、クラッチレバーを中立位置にしたところ、右舷方に B 船を認め、B 船と衝突したことを知った。</p> <p>船長 A は、付近に落水していた B 船の同乗者 3 人を認め、順次たもに掴まらせて A 船の船尾の乗降梯子に誘導し、甲板上に上がらせた。</p> <p>B 船は、船長 B が 1 人で乗り組み、家族及び親族である同乗者 3 人を乗せ、釣りの目的で 06 時 30 分ごろ熊本県三角港の船だまりを出発した。</p> <p>船長 B は、上天草市大矢野島周辺で釣りを行った後、08 時 45 分ごろ野釜島南西方沖の釣り場に着き、船外機を停止し、船首をほぼ西方に向けて漂泊し、潮上りを繰り返しながら釣りを行っていた。</p> <p>船長 B は、右舷船首部で釣りをしていたところ、B 船に向かって来る A 船を遠方に視認したが、これまで釣り場では北方から接近する数隻の他船が B 船を避けて通過して行ったので、A 船も同様に B 船を避けてくれると思い、釣りを続けた。</p> <p>船長 B は、しばらくしてふと北方を見たところ、北西方 30 m 付近に接近して来る A 船を認め、飛び込めと叫び、全員が海中に飛び込むのと同時に、B 船の右舷中央部に A 船が衝突した。</p> <p>船長 B は、数分で B 船が沈没したのを目撃し、付近で釣りをしていた他船に救助されて A 船に移乗した。</p> <p>同乗者 3 人は、A 船に救助され、同乗者の 1 人が 118 番通報し</p>

	<p>た。</p> <p>船長B及び同乗者3人はA船で上天草市鳩之釜漁港に向かい、船長B及び同乗者1人が、救急車で病院に搬送され、肩及び腰の打撲等と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照)</p>
その他の事項	<p>A船は、約10～15knの速力で航行すると、船長Aが操縦席に腰を掛けた位置から正船首左舷約13°から右舷約7°までの範囲に船首浮上による死角が生じ、船長Aは、ふだん船首に死角が生じる時は、船首を左右に振ったり、立って操船していた。</p> <p>船長Aは、A船にレーダーを装備していたものの、視界が悪いときにのみ使用しており、本事故当時、レーダーを使用していなかった。</p> <p>B船の乗船者は、全員が固型式救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、野釜島南西方沖を南東進中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、船首方に死角が生じた状態で目視のみにより航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、釣り場を発進した際、左舷方に数隻の釣り船を認めたものの、船首方に他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、野釜島南西方沖で漂泊中、船長Bが、B船に接近するA船を認めた際、いずれA船がB船を避けてくれると思い、漂泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、釣り場では北方から接近する数隻の他船がB船を避けて通過して行ったことから、A船も同様にB船を避けてくれると思ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、野釜島南西方沖において、A船が南東進中、B船が漂泊中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、船首方に死角が生じた状態で目視のみにより航行を続け、また、船長Bが、B船に接近するA船を認めた際、いずれA船がB船を避けてくれると思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行中、船首浮上により船首方に死角が生じている場合、目視のみに頼らずレーダーを活用するとともに、前路に航行の支障となる他船はいないと思わず、船首を左右に振るなどして

	<p>死角を補う見張りを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、漂泊中に自船に接近する他船を認めた場合は、他船が避けてくれると思わず、十分に余裕のある時期に注意喚起を行い、必要に応じて機関を始動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとること。
--	---

付図1 事故発生経過概略図

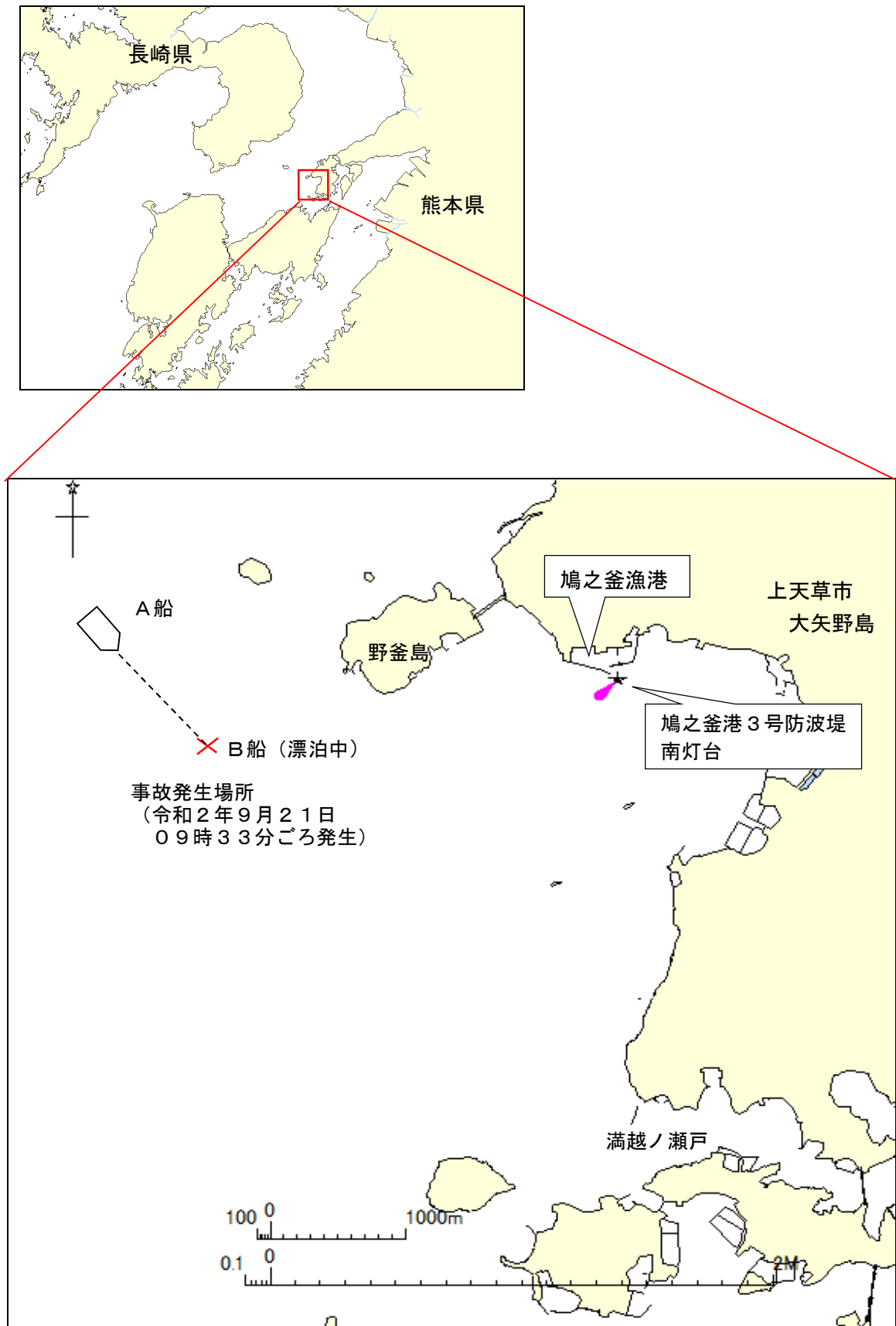


写真1 A船



写真2 B船

